

## 第3章 八王子城跡の保存管理

### 1. 保存管理の方針

#### (1) 基本方針

史跡指定地は広範で、指定地内には国有林をはじめとした豊かな自然環境や、民家を含む住民の生活環境など、様々な土地利用がなされている。このため、史跡の保存管理にあたっては、城郭遺構を将来にわたって適切に保存していくとともに、自然環境の保存や住民生活との調整が重要となる。そのため、次のような基本方針に基づき、史跡の保存管理を行うものとする。

#### ①城郭遺構の適切な保存管理

- ・発掘調査など学術研究を継続して行い、その成果や遺構の状況等を踏まえて八王子城跡の中世城郭としての価値を構成する要素を保存管理する。
- ・城郭の特徴や遺構の特性等を踏まえて、その歴史性を的確に表現し、その価値を高めるよう適切な保存管理を図る。
- ・飛び地となっている史跡指定地の一体的な保存管理を進め、広範な八王子城跡の全体像の顕在化に努める。

#### ②史跡と自然環境の一体的な保存

- ・八王子城跡の中世城郭としての価値の保存を優先しつつ、地域の信仰や生活文化が根ざした山並みやこれに育まれた豊かな緑、水辺を保全し、史跡の保存との調和を図る。
- ・八王子城跡の歴史・文化と豊かな自然環境を一体的に感じられるよう、史跡の歴史的環境や景観の保全を図り、安全面も考慮して適切な維持管理を行う。

#### ③市民の参画・協働による史跡の保存管理

- ・調査研究の成果をわかりやすく発信・提供するなど、市民や関係諸機関の史跡への理解を深めるように努め、史跡の保存管理への関心を高める。
- ・史跡指定地内には地域住民の生活環境が形成されており、日々の暮らしを尊重しつつ、史跡が確実に保存されるよう、地域住民と協力して史跡の保護を継続的に行う。

#### ④保存管理の体制の強化とマネジメント

- ・調査研究や保存管理に関する学術的なレベルの維持・向上、本市の史跡を担当する体制の強化や史跡の持続可能な保存管理体制の構築をめざし、市民等との連携した体制づくりや担い手の育成に努める。
- ・関係諸機関との連携を図り、八王子城跡の中世城郭としての価値とその後に築かれた多様な利用形態、価値との調和を図り、八王子城跡の歴史的な価値を一層高める。
- ・史跡やガイダンス施設等、市民の参画や民間事業者等による保存活用管理の仕組みを構築し、持続可能な保存管理の体制づくりを目指す。

## (2) 保存管理の地区区分

史跡の構成要素、城郭の構造や特徴、土地利用など諸条件を考慮しつつ、保存管理の基本方針を踏まえ、地区区分を行い（図表 96）、地区ごとの保存管理の方針を定める。

### ア 地区区分の設定

史跡指定地を城郭の構造や現状の土地利用等を踏まえて次のように 9 地区に区分する。

#### ① 要害地区

城山山頂に設けられた本丸を中心に東西に延びる尾根線上に曲輪が設けられており、これらは急峻な地形を活かした山城の要害として、戦の場面で特に重要となる区域である。本丸の曲輪・腰曲輪から南西部の尾根沿いに位置する詰城と呼ばれる曲輪、ならびに東部の尾根上に配された金子曲輪を含む区域を要害地区とする。

#### ② 居館地区

山頂から南東部の山麓には、御主殿跡の位置する広い曲輪が設けられており、その東部のアシダ曲輪には居館や倉庫の存在が想定されている。御主殿跡と本丸の間の山腹には石垣がみられるものの大きな削平地が確認できず、また、御主殿跡北西部の庭園跡には、この山腹からの水流を引き込んだものと想定される池跡が検出されている。

これらの区域を城主北条氏照の居館跡など城内の主たる生活の場として、御主殿跡北西部の山腹部からアシダ曲輪にかけての範囲で城山川左岸の区域を居館地区とする。

#### ③ 太鼓曲輪地区

居館地区と城山川を挟んだ地区の尾根上には堀切で分断された細長い曲輪群が連なり、中腹の一部には曳橋から続く平坦面がみられる。城山川右岸の山腹部から尾根の区域で、南東部は登山道まで、北西部は城山川の屈曲する区域までを太鼓曲輪地区とする。

なお、史跡指定地の範囲は尾根でとどまっており、尾根をまたいだ南側を含めて一体的に保存管理を図るものとする。

#### ④ 根小屋地区

史跡東部の宗関寺からガイダンス施設等の立地する区域は、旧来は城下に相当するものと考えられる区域で、区割りや掘立柱跡などの遺構が確認されている。

現在は住宅を主とした住宅地が形成され、ガイダンス施設や駐車場の立地、史跡保存に係る公有地等が混在し、史跡の保存と居住環境の共存が望まれる区域である。

ここでは、八王子城跡管理棟やガイダンス施設から宗関寺までを含む城山川左岸の区域を根小屋地区とする。

#### ⑤ 伝小田野屋敷跡地区

都道 61 号上部に位置する小田野源太左衛門屋敷跡で、現状では周囲の曲輪とのつながりがみられず、独立した伝小田野屋敷跡地区とする。

#### ⑥ 大手口地区

宗関寺の南部、城山川以南の山麓部にみられる曲輪や、昭和 54 年、昭和 61 年それぞれの追加指定地は飛び地となっているが、太鼓曲輪の北方から延びる丘陵地上に位置し、根小屋地区の南に位置する防御上の施設として一体的に捉えたものを大手口地区とする。

### ⑦搦手口地区

史跡北部の下恩方町に位置する谷筋、沢が集まる区域は搦手口と想定される場所で、関連する山腹・山麓部について搦手口地区とする。

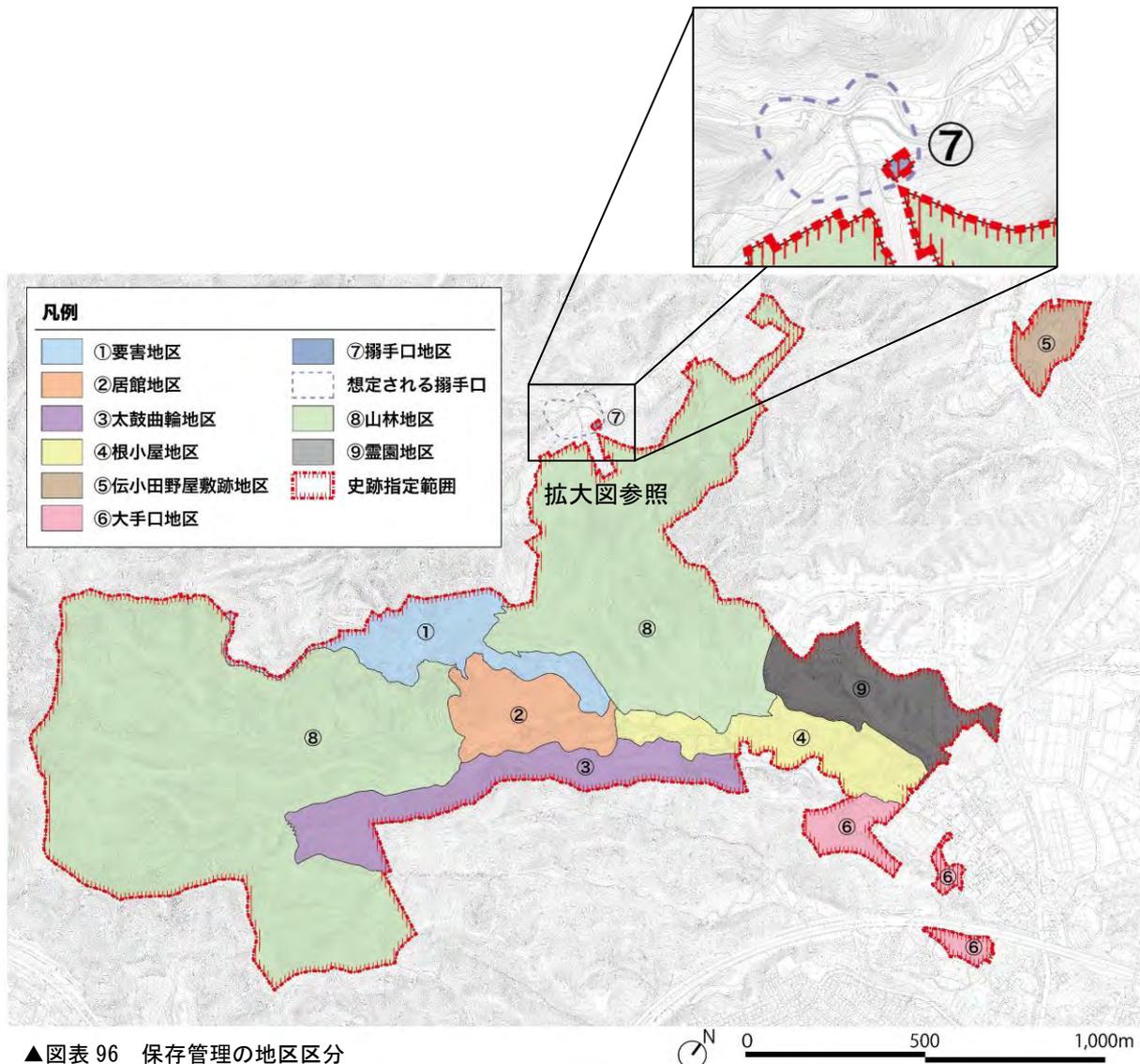
また、史跡指定地外に虎口、土塁が確認でき、これらを含めて一体的に保存管理を図るものとする。

### ⑧山林地区

山城の城郭構造であり、自然の急峻な地形を残し、豊かな樹林に覆われた区域を山林地区とする。

### ⑨霊園地区

根小屋地区北部の傾斜地で、大半は霊園として造成された区域であるが、根小屋地区を取り囲む地形的特徴や景観をよく残している。現状の霊園としての土地利用を考慮し、霊園地区として史跡の保存管理を図るものとする。



▲図表 96 保存管理の地区区分  
(搦手口地区は史跡指定地外の範囲も図上に表記)

\* 拡大図は P191 を参照

## イ 地区ごとの保存管理の方針

先の地区区分を踏まえ、地区毎の特性をいかすため、それぞれに保存管理の基本方向や方法を定め、八王子城跡の保存管理を行うものとする（図表 97）。また、史跡指定地周辺について、史跡の歴史的価値や景観の保存・維持向上に資するよう、隣接する地区との調和や連続性に配慮し、その特性や方針を踏まえて一体的な保存管理を図ることとする。

なお、これ以外の周知の埋蔵文化財包蔵地については、今後の開発行為に際し、注意を払う必要があり、大規模な開発行為を極力抑制する方向で調整するなど、城跡の広域的な保全に努める。

▼図表 97 地区区分ごとの保存管理の方法（1/3）

地区名	地区の特性と基本方向	保存管理の方法
要害地区	<p>城郭の中核で、城山山頂の本丸を中心に曲輪・腰曲輪が配されており、曲輪の旧状などよく残っている。本丸跡付近には、八王子神社や自然公園展望広場が立地している。</p> <p>八王子城跡の中世城郭としての価値を構成する重要な地区であり、史跡の中核となる城郭の遺構を適切に保存するとともに、今後、修復や復元整備等を進め、城郭要害の様子がわかるような保存整備を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●現状の石垣や曲輪、地下遺構を保存する。</li> <li>●遺構の発掘調査の実施により、その成果に基づいた適切な措置を講じる。</li> <li>●本丸の解説板など案内の充実化、展望の場として活用するなど、有効な活用を図る。</li> <li>●史跡の保存と有効な活用を図るため、樹木の適切な管理を行う。</li> <li>●保存整備を行うにあたり、必要に応じて公有地化を図る。</li> <li>●将来的に未指定の詰城を含む場所について、史跡追加指定を検討する。</li> </ul>
居館地区	<p>居館跡の曲輪を中心とした地区で、御主殿跡や虎口などの保存整備が進められている。御主殿北西部には、本丸方面への通路と考えられる石垣や、庭園の池泉の源泉があるものと考えられる。</p> <p>御主殿跡等遺構の適切な保存とともに、保存整備を行った地区は、除草や支障木の伐採等維持管理を行う。</p> <p>御主殿跡北西部は調査を進め、必要に応じて石垣等保存処理を検討する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●石垣や曲輪、建物跡等の地下遺構を保存する。</li> <li>●御主殿北西部に検出された庭園及び池跡について、発掘調査等学術研究を進め、その成果に基づいた保存や修復等適切な措置を講じる。</li> <li>●御主殿跡から太鼓曲輪地区へかかる曳橋は、管理用や来訪者の散策路用通路として安全性に配慮したものとして改修整備する。なお、御主殿など歴史的価値の向上や周囲の景観に配慮したものとする。</li> <li>●これまでの整備状況や新たに検出された遺構の状況等を踏まえ、八王子城跡の中世城郭としての価値を高める整備のあり方を検討する。</li> <li>●保存整備を行うにあたり、必要に応じて公有地化を図る。</li> </ul>

▼図表 97 地区区分ごとの保存管理の方法 (2/3)

地区名	地区の特性と基本方向	保存管理の方法
太鼓曲輪地区	<p>居館地区南方の尾根上に堀切で分断された細長い曲輪群が連なる。</p> <p>遺構を適切に保存するとともに、城郭を形作る姿がわかるような保存整備を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●石垣や曲輪、堀切等の遺構を保存する。</li> <li>●遺構へのアクセス確保や居館地区への展望の場など活用方策を検討する。</li> <li>●将来的に未指定の曲輪を含む場所について、史跡追加指定を検討する。</li> </ul>
根小屋地区	<p>八王子城下に相当する場所で、戦後に大学や住宅地の立地が進んだ地区。部分的に建物跡や井戸跡などの遺構が検出されている。</p> <p>地区住民との協議調整により発掘等調査を継続するとともに、居住環境との調和に配慮しつつ、遺構の適切な保存管理を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●重要な遺構の保存とともに、地形及び景観の保存、遺構と住宅地との共存を図る。</li> <li>●住宅等施設の建替えや改修等に当たっては、遺構の保存を前提とし、歴史的景観との調和に配慮しつつ、その施工方法など事前に協議調整を行う。</li> <li>●地下埋設や土地の形質の変更など、地下遺構に影響を及ぼすおそれのある行為は、その施工方法など事前に協議調整するなど遺構の保存を優先した対策を講じる。</li> </ul>
伝小田野屋敷跡地区	<p>八王子城の出城であった氏照の家臣小田野源太左衛門の屋敷跡と伝わる地区で、造成により一部破損がみられるが全体的に曲輪配置や枳形虎口など旧状を残している。</p> <p>除草、支障木の伐採等の管理を行い、将来的に曲輪等遺構の復元を目指すものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●曲輪や地下遺構を保存する。</li> <li>●隣接する公園（観栖寺台公園）等とあわせた活用方策を検討する。</li> </ul>
大手口地区	<p>太鼓曲輪の延長上に位置し、城の南側の備えとしての防御上の施設が存在が確認されている。</p> <p>遺構の適切な保存とともに、除草、支障木の伐採等の管理を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●一体的な空間構成としての解説や案内板の設置など、八王子城跡の中世城郭としての価値を高める整備のあり方を検討する。</li> <li>●住宅等施設の建替えや改修等に当たっては、遺構の保存を前提とし、歴史的景観との調和に配慮しつつ、その施工方法など事前に協議調整を行う。</li> <li>●地下埋設や土地の形質の変更など、地下遺構に影響を及ぼすおそれのある行為は、その施工方法など事前に協議調整するなど遺構の保存を優先した対策を講じる。</li> </ul>

▼図表 97 地区区分ごとの保存管理の方法 (3/3)

地区名	地区の特性と基本方向	保存管理の方法
搦手口地区	北部の搦手口となる場所。 発掘調査など学術調査を進めるとともに、遺構の適切な保存管理を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●石垣や地下遺構を保存する。</li> <li>●要害・居館地区等と連絡するルートや案内板の整備など、城郭の規模への理解や回遊性の向上を図る。</li> </ul>
山林地区	現在では緑豊かな山林が生い茂る自然環境豊かな場であり、ハイキングルートがある。 遺構の管理上必要最小限の伐採等を行うなど、豊かな自然と遺構の一体的な保存管理を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●石垣や地下遺構等を保存する。</li> <li>●ハイキングルート等を活用した史跡と自然環境をめぐる場づくり、回遊性の向上に向けた方策を検討する。</li> </ul>
霊園地区	根小屋地区北側に位置し、霊園として整備された地区。 縁辺の丘陵地はよく地形・景観を残しており、遺構の保存や歴史的景観との調和に配慮する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●現状の環境維持を基本とし、自然や歴史的景観との調和に配慮する。</li> <li>●管理者との協議により、管理上必要最小限の除草、伐採等に抑え、史跡の保存と景観に支障がないようにする</li> <li>●地下埋設や土地の形質の変更など、地下遺構に影響を及ぼすおそれのある行為は、その施工方法など事前に協議調整するなど遺構の保存を優先した対策を講じる。</li> </ul>

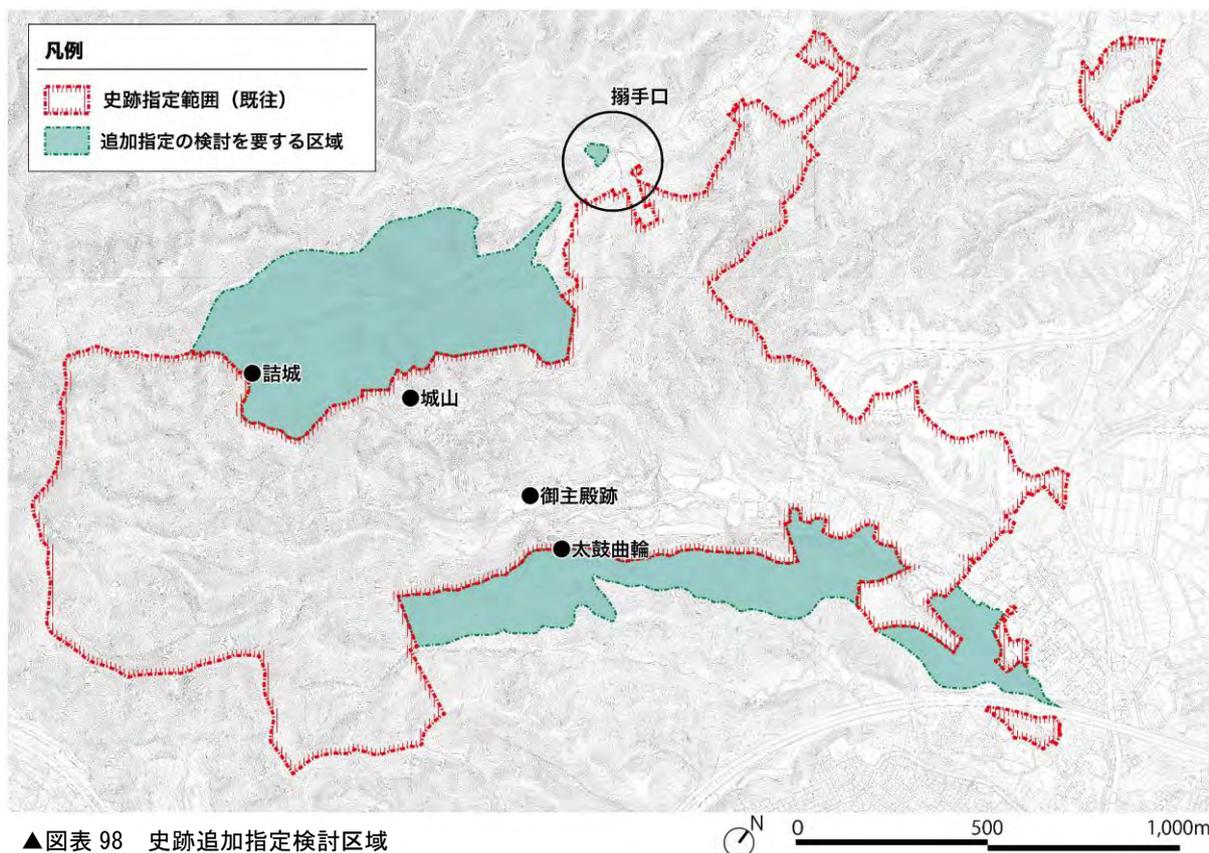
### (3) 史跡追加指定等の考え方

八王子城跡の史跡指定地の範囲は、城山山頂を中心とした本丸から詰城、山腹に位置する御主殿跡、城下に相当する根小屋、城山川を隔てた尾根上の太鼓曲輪などを含み、その他防御施設などが想定される曲輪、屋敷跡などが飛び地指定されている。指定地外にも石垣などが確認されており、また詰城や太鼓曲輪など山の尾根線を中心に築かれたものだが指定区域が尾根線までとなっており、指定地は、本来の八王子城跡城域の一部にとどまっている。

この尾根線をはさんだ反対側の場所は、詰城や本丸に連なる区域、太鼓曲輪の一体となる区域で、本来保護すべき範囲であり、遺構の保存状況や土地関係者等との協議を踏まえ、条件が整次第史跡として追加指定を行うなど、適切な保護を図る必要がある。まず優先的に遺構が確認できる北部の国有林の区域、そして南部の太鼓曲輪として一体となった地形として谷筋までの区域を追加指定の検討を要する区域とする。また、北部の下恩方町の搦手口の一部と考えられる虎口、土塁を含む区域について、追加指定の検討を要する区域とする（図表 98）。

これらの土地は、現在は山林を主とした自然地であり、開発行為や土地の形質の変更等が行われない限りその環境の現状維持を基本とする。

なお、周知にある埋蔵文化財包蔵地については、土地所有者等への史跡保護に対する理解を深めるよう努めるとともに、遺構等の存在が確認された場合は、その保存状況に応じて追加指定など保護を図る。



## 2. 現状変更等の取扱方針及び取扱基準

### （1）現状変更の取扱いの基本的考え方

史跡指定地内において、土地所有者もしくは管理責任者等が、建築物や工作物の新築、増改築、木竹の伐採など現状を変更する行為については、文化財保護法に基づき文化庁長官の許可を受けなければならない。ここでは、史跡指定地の地区ごとの特性ならびに保存管理の方針を踏まえ、今後想定される現状変更の行為に対し、その取扱いの基準を定めて許可手続きを運用していくものとする。

取扱いの基本的考え方として、歴史的価値を減じる行為についての現状変更は認めないことを原則とする。また、現状変更については、個々の物件や土地条件等さまざまであるため、許可申請ごとに協議を行い適宜判断するものとする。その判断にあたっての基本的考え方は次の通りである。

- 地表で視認される遺構、土塁や石垣などについては堅実に現状保存を行う。
- 現在、地表で視認はできないが、これまでの発掘調査等を通じて検出された、または想定される遺構について現状保存を行う。
- 現状変更に伴う発掘調査等において、遺構が新たに検出された場合には、その遺構を棄損しないよう適切な措置を講じ、現状保存を行う。
- 次のような現状変更は認めない。
  - ・史跡の適切な保存管理のために策定された本計画書に定められた基準に反する場合
  - ・史跡の滅失、棄損又は衰亡のおそれがある場合
  - ・史跡の景観を阻害、又は価値を減じると認められる場合

## (2) 現状変更

### ア 現状変更等の取扱い

指定地内での次のような現状変更をしようとする場合の許可基準について定める。

- ①建築物の新築、増築、改築、移転または除却
- ②工作物の新設、増築、改築、移転または除却
- ③造成（土地の掘削、盛土、切土）など土地の形質の変更
- ④木竹の伐採、植栽
- ⑤道路の新設及び改修、舗装
- ⑥河川の改修、水路の新設及び改修
- ⑦地中埋設物（上下水道、ガス等）の設置、改修、撤去
- ⑧防災施設（上記①～⑦以外）の新設及び改修
- ⑨発掘調査及び保存整備
- ⑩その他、史跡の保存に影響を及ぼす行為

なお、許可には次の条件を付ける。

- ・工事に先立って、八王子市教育委員会が遺構確認調査等を実施するものとする。  
この調査の結果、遺構に影響があると判断したときは、市教育委員会は遺構保護に必要な措置を許可申請者に指示し、調整するものとする。
- ・基礎工事の実施にあたっては、市教育委員会の職員が立ち会うものとする。このほか、必要に応じ市教育委員会の職員が工事に立ち会うものとする。

### イ 許可を要しない行為

文化財保護法第125条第1項では「現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない」とあり、これに基づき、次の行為については許可を要しないものとする。

#### 【維持の措置】

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則第4条に規定される「維持の措置」の範囲で、次の通りである。

1. 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
2. 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
3. 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

### 【非常災害のために必要な応急措置を執る場合】

災害およびその他の予想しがたい事故による非常災害のための応急的な措置。

### 【日常的な維持管理の行為】

#### 1. 道路の維持管理行為

- ・道路の日常的な管理・簡易な補修（路面の表層打ち替え・補修、街灯などの清掃・保守点検）や破損・劣化による部分的な取り換え

#### 2. 既存建物等の維持管理

- ・外壁または屋根の塗装などの小規模な修繕
- ・内装および屋根諸設備の補修および修繕
- ・敷地内の植生の日常的な手入れ（枯損木・倒木処理、支障枝剪定、草刈りなど）

### （3）現状変更の取扱い基準について

史跡地内には、防災や土地・施設の管理上必要な工作物や埋設物などがあり、根小屋地区等には住宅地やその生活環境に必要な施設等が立地している。また、史跡の活用にも有効な登山道やガイドランス施設等がある。こうした機能の維持にも配慮しつつ、遺構の破壊や景観への影響がないよう、歴史的価値の保存を前提に現状変更を取扱う。

ここでは、現状変更の行為に関して、区域ごとの土地利用の状況等を考慮し、取り扱い基準を示す（図表 99、100、101、102、103、104、105、106、107）。但し、公共事業については、案件ごとに協議を行い、適切に保存管理を進める。

なお、根小屋地区については、遺構の保存と生活環境の維持向上の両立、歴史的景観と調和したまちなみの景観など、個々の行為ごとの対応が困難な場合も考えられるため、地区住民との協議等により、遺構の保存と暮らしやすさの共存に向けたルールづくりなど、適切な方策を検討する。

▼図表 99 ①建築物の新築、増築、改築、移転または除却

地区	現状変更の取扱い
要害地区 居館地区 太鼓曲輪地区 伝小田野屋敷跡 搦手口地区 山林地区	<ul style="list-style-type: none"><li>・新築や史跡地内の移転は原則認めない。</li><li>・建築物の除却は、遺構に影響のないよう図ったうえで認めるものとする。</li><li>・現存する施設の維持管理に係る修繕、改修ならびに寺社の宗教活動に関する維持管理については、その施工方法について事前に協議し、遺構保存ならびに景観に影響を与えない場合には認めるものとする。</li></ul>
根小屋地区 大手口地区 壺園地区	<ul style="list-style-type: none"><li>・住民が専ら居住するための住宅（兼用住宅含む）について、その規模が既存の高さならびに建坪面積を著しく超えない場合に認めるものとする。</li><li>・住宅や兼用住宅その他用途の建物の建替等について、他法令の開発許可等手続きとあわせて、その施工方法について事前に協議を行う。遺構保存ならびに景観に影響を与えない場合には認めるものとする。</li></ul>

▼図表 100 ②工作物の新設、増築、改築、移転または除却

地区	現状変更の取り扱い
要害地区 居館地区 太鼓曲輪地区 伝小田野屋敷跡 搦手口地区 山林地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新設や史跡地内の移転は原則認めない。</li> <li>・工作物の除却は、遺構に影響のないよう図ったうえで認めるものとする。</li> <li>・現存する工作物の維持管理に係る修繕、改修については、その施工方法について事前に協議し、遺構保存ならびに景観に影響を与えない場合には認めるものとする。</li> </ul>
根小屋地区 大手口地区 壺園地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民の生活に必要な電柱や標識、看板などの工作物の新設等については、その施工方法について事前に協議し、遺構保存ならびに景観に影響を与えない場合には認めるものとする。</li> </ul>

▼図表 101 ③造成（土地の掘削、盛土、切土）など土地の形質の変更

地区	現状変更の取り扱い
要害地区 居館地区 太鼓曲輪地区 伝小田野屋敷跡 搦手口地区 山林地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・史跡の保存管理に係る施設の維持管理に必要な場合や、遺構復元など文化財保護のための土地の形質の変更については、その施工方法について事前に協議し、遺構保存ならびに景観に影響を与えない場合には認めるものとする。</li> <li>・災害等により地形変更が生じた場合は、遺構への影響等を調査したうえで、その復元や防災対策等措置を講じる。</li> </ul>
根小屋地区 大手口地区 壺園地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常の管理行為、簡易な行為や、遺構復元など文化財保護のための土地の形質の変更については、その施工方法について事前に協議し、遺構保存ならびに景観に影響を与えない場合には認めるものとする。</li> <li>・災害等により地形変更が生じた場合は、遺構への影響等を調査したうえで、その復元や防災対策等措置を講じる。</li> </ul>

▼図表 102 ④木竹の伐採、植栽（1/2）

地区	現状変更の取り扱い
要害地区 居館地区 太鼓曲輪地区 伝小田野屋敷跡 搦手口地区 山林地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発掘調査や遺構の保存、景観上の管理・整備、安全な歩行者通路の確保に必要な伐採については事前に協議し、遺構保存ならびに景観に影響を与えない場合には認めるものとする。</li> <li>・植栽等については、現状で視認される遺構が存在する場合は原則認めない。</li> <li>・史跡整備に伴う植栽については、遺構に影響のないよう計画し、史跡の価値の維持向上に資するものについては認めるものとする。</li> <li>・防災対策として行う植栽・伐採等については、対象地や施工方法など事前に協議し、その必要性に応じて判断するものとする。</li> </ul>

▼図表 102 ④木竹の伐採、植栽 (2/2)

地区	現状変更の取り扱い
根小屋地区 大手口地区 霊園地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民の生活に必要な行為で小規模な範囲で行われるものについては、その規模や施工方法など事前に協議し、遺構保存ならびに景観に影響を与えない配慮を行うことを条件に認めるものとする。</li> <li>・防災対策として行う植栽・伐採等については、対象地や施工方法など事前に協議し、その必要性に応じて判断するものとする。</li> </ul>

▼図表 103 ⑤道路の新設及び改修、舗装

地区	現状変更の取り扱い
全域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新設は原則認めないが、自動車通行を伴わない通路及び非常災害のための必要な応急措置として必要な場合は認めるものとする。この場合、事後の復元等整備については、遺構への影響等を調査したうえで、適切な措置を講じる。</li> <li>・既存施設の維持のための改修などについては、その施工方法など事前に協議し、遺構保存ならびに景観に影響を与えない場合には認めるものとする。</li> </ul>

▼図表 104 ⑥河川の改修、水路の新設及び改修

地区	現状変更の取り扱い
全域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新設は原則認めないが、非常災害のための必要な応急措置として必要な場合は認めるものとする。</li> <li>・既存施設の維持のための改修などについては、その施工方法など事前に協議し、遺構保存ならびに景観に影響を与えない場合には認めるものとする。</li> </ul>

▼図表 105 ⑦地中埋設物（上下水道、ガス等）の設置、改修、撤去

地区	現状変更の取り扱い
全域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共・公益上必要な地下埋設物は、地下遺構に大きく影響のない範囲で認めるものとする。</li> </ul>

▼図表 106 ⑧防災施設の新設及び改修

地区	現状変更の取り扱い
全域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害防止に係る施設や落石防止等の施設については、その施工方法について事前に協議し、遺構保存ならびに景観に影響を与えない場合には認めるものとする。</li> </ul>

▼図表 107 ⑨発掘調査及び保存整備

地区	現状変更の取り扱い
全域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺構の保存や状況把握に関わる調査は、その目的を明確にしたうえで、適切な範囲で行う場合は認めるものとする。</li> <li>・学術的調査の成果に基づく保存修理、整備を行う場合は、その方法を十分に検討したうえで行う場合について認めるものとする。</li> </ul>

## 第4章 八王子城跡の整備活用

### 1. 整備活用の基本的考え方

八王子城跡の整備活用にあたっては、城郭の構造や特性、遺構の残存状況や自然環境、生活環境など土地の権利・利用等多様な異なる状況を踏まえ、総合的な観点から適切な保存・活用に関する整備方法を検討し、史跡の価値を最大限に引き出していくことが必要である。そして、整備にあたっては、史跡の歴史的価値をより一層高めるよう努めるとともに、地域住民や来訪者等の安全性の確保や関心を高めるなどの視点も必要である。

加えて、八王子城跡に対する市民や来訪者等の理解が深められ、学校教育や生涯学習の場として活用されるとともに、八王子市の歴史文化の拠点の一つとして、まちづくりや地域活性化に寄与するように整備を図っていくことが重要である。

整備の実施にあたっては、こうした視点を踏まえ、市の総合計画やまちづくり等関連計画との整合を図りつつ、次のような考え方を基本として整備を進めていくこととする。

- 八王子城跡の調査研究の推進と、この成果に基づき適切な史跡の保存整備を行う。
- 調査研究の成果を活かし、史跡の情報発信に関する機能の強化・充実化を図る。
- 遺構と自然環境の保全を図り、多くの人々に親しまれ、活用される史跡整備を行う。
- 市民や来訪者が史跡にふれあい、歴史を学び楽しみ、体感できる場としての史跡の保存・活用に向けた整備を行う。
- 多くの人々が史跡の保全、活用に参画し、地域の歴史文化を継承していく担い手として関わることができるよう史跡の整備活用を目指す。
- 本市のまちづくりの核として、地域活性化に寄与するような史跡の整備活用を目指す。

なお、実際に整備を進めるにあたっては、本計画に基づいた整備計画等を作成し、それにそって実施する。

### 2. 整備活用の手法

#### (1) 保存整備

八王子城跡の遺構等の保存にあたって、その歴史的形態の維持管理や保存修理等の措置が必要である。これらは、城跡の構造や価値を構成する要素ごとに、それぞれの特性に応じた保存整備を図るものとする。

特に八王子城跡の中核となる要害地区の本丸跡や居館地区の御主殿跡など、現在進められている発掘等調査や保存整備を継続して実施し、中世山城の歴史的価値の顕在化を目指す。これによって、史跡の価値について市民等多くの人々の認知を高めるとともに、地域の歴史文化への理解が深まるように努めることとする。

あわせて、登山などレクリエーションの場として親しまれている地域の価値と連携して、地域の歴史を学び体感できる場として、また観光交流の場として活用できるよう、遺構の保存、修理や復元等整備を行い、地域の歴史文化を活かしたまちづくりをけん引していくものとする。

また、急峻な地形上に位置する史跡であり、遺構等の保存整備にあわせて、風水害や地震等による土砂崩れ、石垣の崩壊等を防止するための防災対策を講じていくものとする。

## (2) 復元整備

八王子城跡は、その時代背景や遺構の残存状況などから、往時の生活文化や技術などを知る上で非常に貴重なものであり、調査結果や史料を踏まえた復元整備の検討を進め、史跡の公開活用に寄与するよう努めることとする。

復元整備にあたっては、遺構や史料の状況などによって復元の精度が異なる等誤った情報を与えかねないおそれもある。

したがって、次のような貴重なものについては発掘調査など調査研究を進め、条件が整ったものから復元整備を進めていくこととする。

### 【復元整備の検討対象】

- 旧状が良好に残っているもの
- 史跡の歴史的価値を保存し、その価値を高めるために重要な要素
- 遺構を復元可能なもの、かつ展示等をした際に経年劣化等に耐えうるもの（復元整備の場合）

## (3) その他整備

八王子城跡の保存整備、復元整備以外の整備については、八王子城跡の適切な保存管理や活用を目的として、整備を進めることとする。

## 3. 整備活用の進め方

### (1) 基本方針

八王子城跡の整備活用にあたって、八王子城跡の中世城郭としての価値の保存を優先しつつ、遺構の保存整備を行うなど史跡の価値の顕在化を図ることを目指す。そして、こうした価値を現地で体感できるよう来訪者にわかりやすいように示すなど、積極的な活用を図るものとする。

また、史跡周辺において景観や環境保全等に配慮しつつ、地域に根ざした歴史・文化を基調としたまちづくりへの展開、観光交流としての活用による地域活性など、本市を代表する歴史・文化の拠点としてふさわしい歴史的環境の整備を目指すものとする。

### (2) 地区・施設別の整備活用方針

八王子城跡の歴史的価値を踏まえ、次の地区・施設ごとにそれぞれの特性に応じた整備活用を進めることとする。

### ① 要害地区の散策路と展望の場としての整備活用

先述の金子曲輪の復元整備や登山道の整備、活用などにあわせて、八王子城跡の城郭構造が体感できるよう、解説板などの設置や曲輪の石垣等への眺めの確保を図るなど、歴史的価値への理解を深めるとともに、山城の歴史的環境や自然環境を同時に楽しめるよう整備活用を図る。

要害地区の中核となる本丸跡について、自然公園としての既存の展望の場との連携を図り、本丸からの眺めの確保など、往時の風景とあわせて歴史的環境を体感できるよう整備を図る。

### ② 曳橋をはじめとする工作物、施設等の適切な管理と史跡内の散策路整備による回遊性向上

御主殿跡に渡る曳橋は老朽化が著しいため、架け替えを行うことにより、居館地区をはじめとした史跡地内の散策ルートを再生し、回遊性の向上を図る。また、架け替えを行う曳橋の他、ガイダンス施設や管理棟、復元整備を実施した場所の工作物等については、来訪者に対して長期にわたり安定的に見学してもらえるよう、計画的に維持管理を行うこととする。

これとあわせて、来訪者のための史跡内の安全な歩行者ルートの確保、史跡内をめぐる回遊ルートや案内板等の整備について、劣化した案内板等の撤去などにあわせて適宜進めていく。

### ③ 居館地区の魅力ある空間づくりによる歴史文化を体感するエリアとしての活用

保存整備が進められている御主殿跡の適切な保存管理をしつつ、確認調査で検出された池跡の学術調査とその調査結果に基づく整備活用を優先的に進める。また、その東部に位置するアシダ曲輪の土塁等を保存活用するなど、曲輪の特性を活かし城郭の構造を認識しやすい空間として整備を進める。

アシダ曲輪に位置する寺社との協議を進め、整備活用を進めるとともに、御主殿跡とアシダ曲輪を結び必要な説明板等を設置するなど、居館地区の保存活用による豊かな史跡環境づくりを目指す。

### ④ 根小屋地区の史跡用地の活用

根小屋地区内に点在する史跡用地（公有地）について、地域住民のイベントや地域活動の場として暫定的に利活用するなど、地域活力の向上に資する取り組みの場としての活用を図る。また、遺構の保存を前提として広場や休憩施設などを設けるなど、幅広く地域の人々に親しまれる史跡活用を目指す。これらの活用や維持管理などにあたっては、地域住民の参画を促しつつ、協働での取り組み体制の構築を目指す。

また、八王子城跡への来訪者の交通手段はバスや自家用車によりアクセスするため、交通量の増加等により、道路沿道の住民や歩行している来訪者等へ影響を及ぼしつつある。今後、河川沿いにまとまってある用地（公有地、赤道、水路等）を、歩行者の散策ルートや休憩所として整備するなど、来訪者の利便も考慮しつつ、魅力ある空間づくりを目指す。

あわせて、根小屋地区内の住環境と、八王子城跡の歴史文化やこれを活かした観光等が共存し、風格の中に賑わいのある魅力的なまちづくりにつなげていく。

また、八王子城跡の主要な玄関口として、歴史的環境との調和に配慮した景観の形成を図るとともに、史跡指定地外の都道 61 号との交差点における案内など、地域の魅力づくりやわかりやすい案内・誘導の整備に努める。

#### ⑤登山や散策等を活かした歴史・文化・自然を体感できるレクリエーションの場づくり

史跡地内の登山道や回遊できる散策ルートとして、根小屋地区から居館地区、要害地区などをつなぐルートがあり、これを主とした安全で快適な散策路整備を進める。一方で、太鼓曲輪や搦手口方面などにつながる散策路等については、登山等で利用されているルートが複数あるが、これらは安全性が確保されていないルートや森林管理を主目的としたルートなどとなっている。

こうしたルートを活かし、安全性の確保や案内・解説板等の設置など、八王子城跡の全体像や城郭構造への理解を深めるとともに、これらのルートを連動させ、歩いて体感できる環境・空間づくりを目指す。

また、太鼓曲輪と居館地区・要害地区は城山川を挟んで位置し、御主殿跡から太鼓曲輪への眺めなど、それぞれの場から砦や城の中核が眺められるよう曲輪の保存整備を行うなど、城郭の姿の見える化を図る等、歴史的価値が認知しやすい環境づくりに努める。

#### ⑥ガイド施設の活用

根小屋地区にはガイド施設や駐車場などが整備され、史跡へのアクセス性を高め、歴史的価値の情報発信の場として活用されている。

史跡指定地内にこれだけの施設が整備されていることは全国的にも例がなく、こうした施設をより一層利用しやすくし、八王子城跡の魅力の発信の場としての活用を図る。

そのため、八王子城跡の歴史に由来するイベントの開催や、地域活動と連動した交流活動の場としての活用、書籍や土産の販売など、観光機能を持つ施設として積極的な活用を図る。

## 第5章 八王子城跡の保護に係る運営管理及び推進体制

### 1. 運営管理及び推進体制

#### (1) 基本的考え方

八王子城跡の歴史的価値を保存し、次代の継承し理解を深めていくための整備活用を行っていくうえで、その価値を明らかにする調査研究は不可欠である。そのため、調査体制の学術的レベルの維持向上を図りつつ、適切に保存や整備、活用を進めていくものとする。

一方で、史跡指定範囲が広大で、各種法制度の指定区域、様々な土地所有や土地利用形態が多様であるなど、行政組織の強化は不可欠であるが、行政単位では史跡を適切に保存管理していくために持続可能な事業を実施し続けることは困難である。地域住民や所有者、関係機関など史跡に関わる様々な主体、団体との連携協力により、適切な管理運営を行うことが重要である。そして、今後も整備活用を進めていくためにも、官民連携による体制づくりが必要である。

こうした取り組みを進めていくうえでも、史跡の保存活用に対する市民、地域住民等の理解が不可欠であり、史跡に係る地域の歴史文化や保存に係る法規制等への認知度を高めるための普及啓発を進めていくこととする。

#### 【基本的考え方】

- 運営管理をしていくための行政組織における体制の強化
- 保存、整備、活用の相互連携
- それぞれの土地所有者による史跡としての適正な保存管理を行い、これらの調整を行う
- 市民、地域住民等への史跡保存等に関する普及啓発
- 市民、地域住民等参加による史跡のマネジメント体制づくり

#### (2) 運営管理の方向性

地域の文化に根ざした歴史文化遺産として史跡を次代に継承していくため、行政による管理運営を基本としつつ、市民や地域住民の参加による持続可能なマネジメント体制づくりをあわせて支援していくこととする。

地域住民等が史跡に誇りと愛着をもち、その保存活用の取り組みに共感できることが重要であるため、史跡に対する考え方やその保存活用の方向性に加え、地域の活力向上に資するよう取り組みの実践や情報発信を進めていくこととする。

また、持続可能なマネジメントの実現に向けて、民間活力の導入の検討とともに、史跡等見学に際する観覧料の徴収や史跡等歴史資料の書籍化・販売など、多角的に保存・運営・管理を検討していく。

#### (3) 推進体制の強化

八王子城跡の保存管理計画を実行していくうえで、様々な主体との協議調整を図ることが重要であり、そのための体制や仕組みを強化していく。

八王子城跡の保存管理に関わる事業など、史跡の保存整備や公園整備、森林管理等関係諸機関との横断的な連絡調整等を行い、推進していくものとする。

また、市民参加による管理等を進めていくうえで、現在の市民ボランティアによる取り組みなど既存の活動も視野に入れつつ、日常管理や活用事業の運営など協働による取り組みを行う窓口や管理体制の確立を図る。

## 2. 今後の進め方

### (1) 普及啓発の推進

市民や地域住民、関係機関等の史跡保護への理解を高めるため、八王子城跡の中世城郭としての価値などを分かりやすく伝えられるよう適切な情報の整理・伝達に努める。

また、情報を一方的に伝えるだけでなく、地域と来訪者との交流による史跡の価値の共有化が重要であり、ガイダンス施設の積極的な活用や、交流促進に必要な飲食等サービスのあり方などについて検討を行う。

### (2) 体制づくりの強化

史跡の保存管理・整備活用にあたり、行政による法的措置や発掘調査、整備事業等を実施する役割は大きく、史跡の保存管理・整備活用の担当部署の体制強化は必要不可欠である。また、広大な史跡範囲を持つ八王子城跡は、行政のみで長期的、継続的に事業を実施することは難しいため、将来にわたって保存管理・整備活用を進めていく上では、地域住民等との協働による日常的な維持管理やイベントの実施など、体制づくりの強化を図る。

### (3) 発掘調査と保存整備

史跡は広範囲にわたり、城郭としての構造や縄張りも不明な点が少なくない。今後は史跡の整備に必要な発掘調査や現状変更に伴う発掘調査等を進め、八王子城の全容を解明していくことが必要である。

また、山林部の災害対策に配慮しつつ、林野庁や都自然公園などと協議を行い、発掘調査や保存活用に係る整備の調整を行う。

### (4) 追加指定の検討

先述した追加指定の検討を要する区域をはじめ、山城として一体的な場所、要素について、史跡として一体的な指定を図る必要がある。これらに関しては、周辺の土地所有者等との協議調整を行い進めていくことが必要である。

こうした中でも特に追加指定予定地については、できるだけ早い時期に指定を行っていく。